

2019年11月吉日

お客様各位

株式会社 日新  
国際営業第一部  
大阪営業第二部

フィリピン向けHS CODE(6桁)記載に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度フィリピン税関よりフィリピン向け及びフィリピンでのトランシップ貨物に対しフィリピン到着24時間前までのマニフェスト送信が義務付けられ、これに伴い6桁のHS CODEの提出が必要となりました。お客様におかれましてはDOCK RECEIPT (ACL)上に6桁のHS CODEをご記載頂けますようお願い申し上げます。

正しい情報をご提供頂けない場合には、通関の遅延、貨物引き渡しの遅延、それに伴う追加費用等が発生する可能性もございますので、十分にご留意いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象： フィリピン向け及びフィリピンでのトランシップ貨物  
適用開始： 2019年10月16日 (ただし6か月の猶予期間あり)  
記載事項： BL面上に6桁のHS CODE (積載される全ての品目)

※FCLに関しては起用船社の規定に準じます。

ご不明点等ございましたら、弊社営業担当までお問い合わせ下さい。

国際営業第一部 複合輸送一課 TEL 03-3238-6576  
大阪営業第二部 国際課 TEL 06-6228-4355

以上